

西宮市学校給食審議会委員の委嘱の議案に関する訂正について

令和4年10月12日開催の第7回定例会及び令和5年11月1日開催の第8回定例会におきましてそれぞれ同日付けで承認いただいた議案につき、下記のとおり訂正いたします。

記

1 対象議案

令和4年10月12日 第7回定例会(議案第37号)

令和5年11月1日 第8回定例会(議案第32号)

2 訂正箇所

令和4年10月12日 第7回定例会 議案第37号 西宮市学校給食審議会委員の委嘱の件	
正	誤
1 委嘱委員 保護者代表 田中 由紀	1 委嘱委員 関係行政機関職員 田中 由紀

令和5年11月1日 第8回定例会 議案第32号 西宮市学校給食審議会委員の委嘱の件	
正	誤
1 委嘱委員 保護者代表 西井 美和	1 委嘱委員 関係行政機関職員 西井 美和

以上

令和4年10月12日 第7回定例会 議案書

議案第37号

西宮市学校給食審議会委員の委嘱の件

西宮市学校給食審議会委員を下記のとおり委嘱する。

令和4年10月12日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司 郎

記

- 1 委嘱委員  
関係行政機関職員 田中 由紀  
保護者代表
- 2 委嘱年月日  
令和4年10月12日
- 3 委嘱期間  
令和4年10月12日から令和6年3月19日まで  
(前任者の残任期間)

(参考1)

○提案理由

任期途中で解嘱による欠員が生じたため、補欠委員を委嘱する。

(参考2)

○西宮市附属機関条例  
(委員)

- 第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。
- 2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。
  - 3 委員の任期は、2年とする。
  - 4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。
  - 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

以上

令和5年11月1日 第8回定例会 議案書

議案第32号

西宮市学校給食審議会委員の委嘱の件

西宮市学校給食審議会委員を下記のとおり委嘱する。

令和5年11月1日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司 郎

記

- 1 委嘱委員  
関係行政機関職員 西井 美和  
保護者代表
- 2 委嘱年月日  
令和5年11月1日
- 3 委嘱期間  
令和5年11月1日から令和6年3月19日まで  
(前任者の残任期間)

(参考1)

○提案理由

任期途中で解嘱による欠員が生じたため、補欠委員を委嘱する。

(参考2)

○西宮市附属機関条例  
(委員)

- 第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。
- 2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。
  - 3 委員の任期は、2年とする。
  - 4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。
  - 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

以上